

史跡西寺跡における井戸等調査業務委託仕様書

1 委託業務名

史跡西寺跡における井戸等調査業務委託

2 業務目的

西寺は、平安京造営に伴い王城鎮護のため、東寺と羅城門を挟んで左右対称に配された官寺である。近年の調査で塔跡が確認され、東寺と左右対称であることが判明したことにより、塔跡一帯について、史跡の追加指定、公有化を行った。

今回の業務対象地は、塔跡の一画にあたり、令和8年度より都市公園（歴史公園）として整備予定の場所である。以前はセリ田として使用されていたとされる箇所であり、現地には井戸が地中埋設されている。この井戸を災害用井戸等として活かすことができるのかどうか、整備に先立って調査が必要である。

本業務は、公園をより開かれたものとするために現況井戸の調査を行い、井戸として再度活用できるかどうかを調査することを目的とする。

3 履行期間

契約の日の翌日から令和9年3月31日まで

ただし、5(3)・(4)の概要、概算については判明し次第、遅くとも令和8年8月31日までに報告すること。

4 業務対象箇所、対象井戸（別紙参照）

- (1) 対象箇所：京都市南区唐橋西寺町11-1
- (2) 対象井戸
 - (ア) 土間コン上の鉄製パイプ（浅井戸、打ち込み井戸か）
 - (イ) VP製のパイプ（深井戸、ボーリング井戸か）

5 業務内容

- (1) 井戸の状況調査
内径や深さ等が不明なため、井戸自体がどうなっているかの状況調査を行うこと。
- (2) 井戸の能力評価（水質調査を含む）
仮設の井戸ポンプを設置して水を揚水し、水質試験等を実施すること。
防災用井戸としての利用が可能かどうか評価すること。
- (3) 報告書作成
 - (1)(2)の調査結果をまとめ、どのような用途に、どれくらいの水量を利用できるかの報告書を作成すること。合わせて、管理上の留意点、ランニングコスト、仮に使用せずに埋設もしくは撤去することになった場合の方法や注意点を記載すること。
- (4) 見積り

①防災用井戸として改修した場合、②使用せず埋設・③撤去した際の3種の施工見積りを出すこと。

6 水質検査の内容

水質検査の内容は次のとおりとする。

(1) 検査項目

- ① 一般細菌
- ② 大腸菌
- ③ ヒ素及びその化合物
- ④ 亜硝酸態窒素
- ⑤ 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- ⑥ 鉄及びその化合物
- ⑦ 塩化物イオン
- ⑧ カルシウム・マグネシウム等（硬度）
- ⑨ 有機物等（全有機炭素（TOC）の量）
- ⑩ PH値
- ⑪ 臭気
- ⑫ 色度
- ⑬ 濁度

(2) 採取日程

予備日を含めて概ね6日程度とし、契約締結後、発注者と受注者との協議の上決定する。

(3) 採水地点

別紙1に記載の2箇所

(4) 採取準備

採取時の前処理等に要する薬品、その他必要なものについてはすべて受注者の負担とする。

(5) 採水方法等

(7) 採水時に異常が認められた場合は、ただちに発注者にその内容を報告する。

(6) 試料の運搬

試料は、クーラーボックス等に入れ氷冷し、破損防止の措置を施して運搬する。
ただし、検査機関までの搬入時間は、最初の試料採水後、10時間以内とする。

7 業務遂行上の留意点について

(1) 文化財の保護について

計画地は国の史跡であり、重要な文化財である。計画にあたっては、文化財であることを十分に理解し、文化財の毀損のおそれがないようにすること。万一、毀損を与えた場合は受託者の責において復旧すること。

8 安全管理

- (1) 受注者は、本業務委託に係る事故の防止と安全確保のための必要な処置を講じること。
- (2) 本業務委託施行中、交通の妨害となる行為、又は公衆に迷惑を及ぼす行為がないよう、交通及び保安上十分な注意を図ること。
- (3) 本業務委託施行中に事故が発生したときは、直ちに業務を中断して応急処置を講じるとともに、その拡大防止に努め、事故の原因、経過及び被害内容を発注者に報告すること。

9 業務進行及び管理

下記提出書類については、原則、紙資料及び電子データで提出する

(1) 提出書類一覧表

ア 一般事項

名称	部数	提出期限等
業務委託着手届	1	契約確定日
従事者等届	1	契約締結後 14 日以内
業務委託完了届	1	業務終了後、速やかに
請求書、振込依頼書	1	完了検査終了後、速やかに
打合せ議事録	1	必要の都度

イ 調査関係

名称	部数	提出期限等
採水ルート図	1	契約締結後 14 日以内
検査項目の実施順序	1	
検査機関連絡体制表	1	
作業日報	1	業務実施の翌日
業務委託報告書	2	発注者の指定した日
施工見積書（3種類）	1	発注者の指定した日

- (2) 受注者は、指定の期日までに上記表に示す書類を作成し、発注者に提出する。
- (3) 受注者は、提出した書類に変更が生じたときは、直ちに変更した書類を発注者に提出する。なお、発注者が別途他の書類の提出を求めた場合、受注者は当該書類を遅滞なく提出すること。
- (4) 業務委託報告書には、水道法第 4 条第 2 項の規定に基づく水質基準に関する省令に定めてある水質基準値と比較し、基準値を超える項目がある場合はその旨明記すること。また、その結果に基づき検査項目に関して水質基準に適合か不適合かを記載すること。

- (5) 業務委託報告書は、A3版又はA4版とする。電子データはPDFデータと、可能であればCADデータ（オリジナルとSXF）を「京都市都市計画局電子納品（建築設計業務）要領（案）（平成18年6月）」に基づき、CD-ROM（640Mb以上）に保存して提出する。なお、保存ケースとCD-ROM本体には、委託業務名、受注者名、履行期間を記載する。
- (6) 受託者（本業務に従事した全ての者を含む。）は、本業務委託を通して知り得た情報を、第三者へ漏えいしてはならない。なお、本業務委託契約が完了した後についても、同様とする。
- (7) 成果品に係る著作権は、本市に帰属することとし、受託者はこれを公開してはならない。ただし、事前に委託者の書面による同意を得た場合は、この限りでない。
- (8) 受託者は、成果品を複写し、若しくは複製し、又は第三者に提供してはならない。ただし、事前に委託者の書面による同意を得た場合は、この限りでない。

10 その他

(1) 資料の提供

本業務委託に必要な資料は貸与する。資料が外部に漏洩しないよう管理し、作業完了後速やかに発注者に返却すること。

また、作業の便宜上、複写した場合は作業終了後に速やかに処分すること。

(2) 打合せ

契約締結後、受注者は直ちに発注者と打合せを行うこと。

(3) 実施機関

受注者は水道法第20条第3項により厚生労働大臣の登録を受けた登録水質検査機関（業者）であること。

(4) 費用負担

受託者は、業務を遂行するに当たり、必要な備品、消耗品の費用を負担する。また、本業務に係る一切の費用については、本業務の委託料に含む。

- (5) この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書に定める事項に疑義が生じた場合は、両者協議のうえ、定めることとする。ただし、協議が調わない場合においては、委託者が定めるものとする。